

児童生徒が充実した学校生活をおくるために

スクールソーシャル ワークの視点

School Social Work



を取り入れよう!!



○学校だけでは解決できにくい生徒指導上の課題に対して、関係機関と連携を図りながら、児童生徒や保護者の生活等に目を向け、その環境改善に向けた支援を行うことが重要になってきています。そのために有効なのが、**教育現場に福祉の視点**を取り入れる**スクールソーシャルワーク**の視点です。

○学校の教職員が、子どもの行動の背景に目を向けて、一人一人の子どもの生活をみることで、一層その子どもの理解が進み、対応に幅が生じます。

○このリーフレットでは、子ども自身にとってどうすることがもっともよいことなのかを考え、問題を抱える児童生徒や家庭に、より効果的な支援をするための**スクールソーシャルワーク**の視点を紹介しています。

「スクールソーシャルワークの視点」を生かして、児童生徒にとって最善の対応策を考えよう !!

学校がかかえる児童生徒に関するこんな課題や問題等はありませんか？

・問題行動 ・非行
・不登校 ・児童虐待
・障害 ・低学力
・保護者対応について
など多様



・家庭訪問をしても…全く会えない。
・ときどき登校…理由が分からない。
・親が登校させない。
・けがが多い・遅刻が多い・暴言をはく。
・朝食を食べてこないことが多く、登校しても元気がない。
・教室から出て行ってしまう。
・諸費未納が続いている。
・家庭の養育力に課題がある。



Q&A

1

「スクールソーシャルワークの視点」で児童生徒をみるとは…？

たとえば…

A君は、気に入らないことがあると、すぐに暴力をふるってしまう。何度、指導をしても問題行動はエスカレートするばかり。学校では「**とても困った子**」



○子どもへのアプローチの考え方

- 1 人の行動には、必ず理由(わけ)があると考えます。
- 2 大人にとって「困った行動をとる子」
= 「その子自身が困っている」ととらえます。
- 3 暴力によって、ものごとをおさめようとする
= 「暴力による解決の手段をどこで(学校? 家庭? 地域?)
身につけたのだろうか」と考えます。
- 4 暴力をふるっているその子ども自身も、かつての被害者か、現在も何らかの被害を受けているかもしれないという視点で考えます。
- 5 行動の背景にある要因を見立て、解決のための手立てを考えます。
(次頁参照)

「スクールソーシャルワークの視点」では、子どもが学校生活を送る中で直面する困難(問題行動・不登校・低学力・非行等)は、子どもと子どもを取り巻く環境が複雑に絡みあって起こっているととらえます。

たとえば…

スクールソーシャルワーカー(SSWer)は、こんなことをします!!



- **スクールソーシャルワーカー**は、子どもが学校生活を送る中で直面する困難について、子どもの最善の利益を追求し、教育権の保障と自立支援の視点から問題の解決を目指します。
- その特徴は、福祉の専門的知識・技術をもって、学校に活動の基盤をおき、本人と本人が置かれている環境(家族、学校、地域)に働きかける専門職です。
- **スクールソーシャルワーカー**は、子どもを取り巻く環境の改善を目指し、関係機関等とのネットワーク等を活用します。学校や教職員も、子どもにとっての大きな社会資源の一つです。



関係機関との連携が重要ですが、連携できる「社会資源」には、どのような人・機関がありますか？

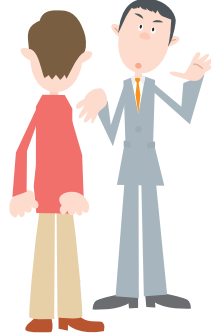


児童相談所 福祉事務所 子育て支援課 保健所
 社会福祉協議会 病院 民生委員 主任児童委員 保護司 警察
 弁護士 ボランティア など多様



なぜ「連携」が必要なの？

地域には、子どもや家庭の問題に対して支援やサービスを提供できる、多様な**社会資源**が存在します。これらの**社会資源**と連携することで、子どもや家庭が抱える問題を解決する糸口を見出すことが可能です。



連携でのSSWerの役割

- 学校や家庭への社会資源等の情報提供
- 支援やサービスの提供の調整
- 各機関とのコミュニケーション

学校は教育の視点で子どもを捉えますが、福祉や医療、心理では、それぞれ専門分野の視点をもっています。お互いのもつ視点を理解し合い、多面的に子どもや家庭のことをみることが大切です。

「スクールソーシャルワークの視点」を生かして、具体的にどのような支援をしますか？

問題行動や不登校等には、必ず理由（背景・原因・プロセス）があります。家庭、学校、友人関係等子どもを取り巻く環境が相互に作用しあうことにより、子どもの心理や発達に影響が生じ、問題や課題としてあらわれてきます。

そこで…SSWerの場合、こんな支援をします。

直接支援 児童生徒・家族への直接的なかかわり

- ・ 児童生徒・保護者面接（家庭訪問を含む）
- ・ 児童生徒や保護者のためのグループワーク

間接支援 学校や先生を通じてのサポート

- ・ ケースの情報収集、**アセスメント**、**プランニング**
- ・ 教員へのコンサルテーション
- ・ 校内 **ケース会議** の開催・参加
- ・ 機関連携 **ケース会議** への参加
- ・ **要保護児童対策地域協議会** 会議への出席
- ・ 関係機関についての情報提供
- ・ 関係機関との連携
- ・ 教職員研修
- ・ ケース記録用紙フォーマットの作成

アセスメント…子どもの問題・課題を表面的にみるのではなく、子どもを取り巻く環境、心理や発達の視点から、その「理由の見立て」を行うこと。

「なぜ、子どもが学校にこれなくなったのか、そして、今もこれない状態が続いているのか」「なぜ、そんなに激しく反発したり、暴力が出たりするのか」等について、学校が持っている**情報に基づいて見立て**を行い、**ストーリーを描いてみる**こと。

プランニング…その理由の見立てに応じた**合理的な対応プラン**を考えること。

- ① 解決・改善に向けた目標の設定。
- ② それに向けた子どもと家族について必要な手立てを具体的に考えること。

要保護児童対策地域協議会

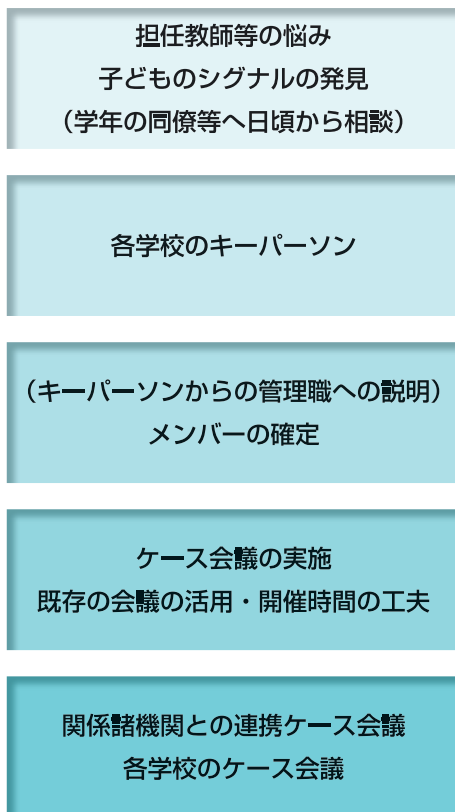
- ・ 市町村・都道府県に設置されている**虐待防止ネットワーク**

要保護児童（虐待を受けている子ども）や要支援児童（養育支援を特に必要とする子ども）等の早期発見及び適切な保護や支援を図るために、福祉機関、保健機関、教育機関、医療機関等の関係機関が連携を図り、要保護児童等に関する情報や考え方を共有・協議し、支援の内容を具体的に協議する場。



ケース会議とは、一人の子どもへの支援についてチームで考える場

ケース会議を開くことで、シグナルの発見・問題の見方や対応の選択肢の広がり・抱え込みの防止・支援方針の決断の手助けが可能になります。



スタートは、「困っている事実」から

キーパーソンの見極め

例) 担任・学年担当・SSWer・SC 養護教諭・生徒指導担当者・教頭

記録方法の工夫・活用 次回の開催日を決定
・小さな目標設定
・役割分担の決定



(このプロセスをくり返す)

●実際のケース会議場面における留意点

- 1 メンバーは、その子どもに現在関わっている、あるいは、かつて関わっていた人たち。
- 2 かたちにこだわらない。
- 3 メンバーの対等性を重視する。
- 4 疑問や異なる意見を大事にする。
- 5 情報共有で終わらず小さな目標設定・役割分担を行い、今日からすぐできそうなことを確認する。
(例:「母に生徒指導担当者が会う」「そのための電話を担当がする」等)
- 6 ケース会議で決定したことがすべてではない。
- 7 学校が主体で、SSWer がケース会議を仕切るのではない。
(司会を誰にするかも話し合っ決めて)
- 8 当事者(子どもや保護者)参加の視点をもつ。



●ケースの流れ



(前頁参照)

※現在和歌山県では、SSWerを導入している地域や学校はわずかですが、教育現場全体にSSWerの視点を取り入れること、そして、その役割を果たすSSWerの存在を知っていただくことが大切だと考えます。

Q&A

4

「スクールカウンセラー」と「スクールソーシャルワーカー」の違いは？

子どもたちの悩みや抱えている問題



スクールカウンセラー

カウンセリング等、心理学的なアプローチで解決に向け支援します

スクールソーシャルワーカー

子どもを取り巻く環境に働きかけ、福祉的アプローチで解決に向け支援します

Q&A

5

「スクールソーシャルワーカー」の活動形態はどのようになっていますか？（活動例）

配置校型

配置された学校の一員として、教職員と連携して活動

SSWer の 1 日		
勤務日	20××年○月△日()	校内時間：5 H
勤務時間	12:00～18:00	校外時間：1 H
勤務校	A小学校	合計時間：6 H
時 間	活 動 内 容	
12	12:00～	小6・W子 面接(別室)
	12:30～ 13:00	小6・W子と給食
13	13:00～ 13:30	生徒指導担当者・教頭・校長との打ち合わせ
14	13:40～ 14:30	小3・Y男 教室訪問
15	14:40～ 15:40	記録整理
16	16:00～ 17:00	小3・Y男 校内ケース会議
17	17:00～ 18:00	虐待通告

派遣型

配置市町村の教育委員会担当者を窓口により依頼がある時、または、必要な学校に派遣されて活動

SSWer の 1 日		
勤務日	20××年○月△日()	校内時間：4 H
勤務時間	10:00～17:15	校外時間：2 H
勤務校	B小学校・C中学校	合計時間：6 H
時 間	活 動 内 容	
10:00	C中学校・要保護児童対策地域協議会連携ケース会議への出席	
11:30	福祉担当者と小学校のケースについて打ち合わせ(生活保護・単親家庭へのサービス)	
12:00	移動(B小学校へ)	
13:00	B小学校 特別に支援を要する児童についての経過報告(生徒指導担当者・SSWer)	
13:45	B小学校 特別支援に関する委員会	
14:30	社会資源の情報収集・地域生活支援センター・DV関係の保護手続き確認(市役所)	
15:00	情報収集結果を生徒指導担当者に報告	
15:30	C中学校にTEL・AMの会議について確認	
16:00	B小学校 5年生Z男ケース会議	
17:15	B小学校 次回勤務日までのSSWerの動きの確認等(生徒指導担当者・校長)	



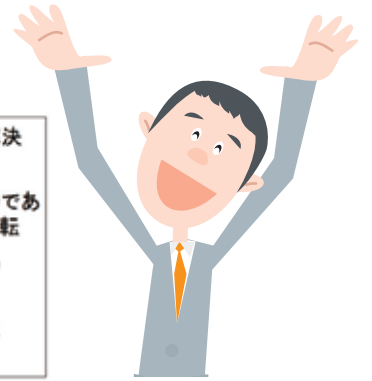
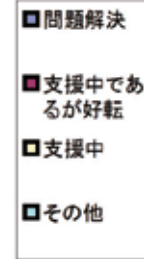
Q&A
6

和歌山県での「スクールソーシャルワーカー」の支援状況はどのようになっていますか？

不登校への支援状況 (件数)

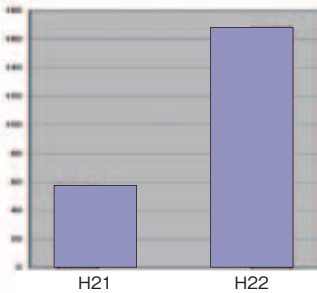


H22 不登校への支援状況の経過 (80 件中の割合)



* 不登校に対する支援が倍増し、問題解決の割合も増えています。
* 家庭環境に対する支援件数が増え、問題が好転しているケースが増えています。

家庭環境への支援状況(件数)



H21 家庭環境への支援状況の経過 (56 件中の割合)



H22 家庭環境への支援状況の経過 (167 件中の割合)



※ H21・22 和歌山県スクールソーシャルワーカー活用事業における活動記録から作成

Q&A
7

「スクールソーシャルワーカー」の導入により、どのような成果がみられますか？

家庭支援

家庭支援を行い、家庭生活に改善がみられるようになり、子どもに落ち着きがみられるようになりました。

教職員の意識と指導力の向上

スクールソーシャルワーカーから見立てを学び、教職員の意識と指導力の向上につながっています。

連携調整

子どもの問題を整理し、関係機関と連携するための調整を図って来て、効果的に支援ができました。

地域の教育力の向上

ケース会議を定期的に行うことにより、子どもの見守りや家庭への支援を具体的に話し合い、学校と地域が情報を共有し、地域ぐるみで子どもを見守る体制が強化されました。

支援体制の強化

スクールカウンセラーとお互いの役割を分担し、一緒に支援をしていく体制がとれました。



【きのくに子どもの自立と共育推進会議】

平成 24 年 3 月

県PTA連合会 県高等学校PTA連合会 県都市教育長協議会 県町村教育長会 県青少年補導センター連絡協議会 県民生委員児童委員協議会 県連合小学校長会 県中学校長会 県高等学校長会 県特別支援学校長会 県公立幼稚園長会 県青少年・男女共同参画課 県子ども未来課 県警察本部少年課 県子ども・女性・障害者相談センター 学校支援サポーター 県スクールソーシャルワーカースーパーバイザー 県スクールカウンセラー 県教育委員会

本リーフレットは「きのくに子どもの自立と共育推進会議」で協議いただき作成しています。